調　査　の　概　要

　１　調査の沿革

　　　学校に関する統計資料は、明治6年以降文部省年報で公表していたが、学校制度の発展に伴う学校の内容の複雑化と数の著しい増加によって、正確迅速に報告書をまとめることが困難になってきた。そこで、昭和23年（1948年）に調査内容及び方法などを再検討し、新たに統計法に基づく指定統計「学校基本調査」として発足した。その後、平成19年度に全部改正された統計法（平成19年法律第53号）においても基幹統計として位置づけられ現在に至っている。また、平成15年度調査からオンライン調査が実施されている。

　２　調査の目的

　　　学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的とする。

３　調査の実施時期

　　　平成28年5月1日現在（ただし、｢卒業後の状況調査｣は、前年度間卒業者について調査）

４　調査の対象

|  |  |
| --- | --- |
| 学校調査 | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等  教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校 |
| 学校通信教育調査 | 通信制課程を置く高等学校及び中等教育学校 |
| 卒業後の状況調査 | 中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の中学部・高等部の卒業者 |
| 不就学学齢児童生徒調査 | 不就学の学齢児童及び学齢生徒 |
| 学校施設調査 | 私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校  公立の幼保連携型認定こども園、専修学校及び各種学校 |

（注）大学（大学院含む）、短期大学、高等専門学校、留学生、国立の諸学校に関しては、文部科学省の直轄調査であり、大阪府では実施していない。本書の数値データについては調査票情報の提供を受けて使用している。

５　主な調査項目及び申告者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 学校調査 | 学校数、学級数、在学者数、教職員数、入学者及び卒業者数 | 学校長 |
| 学校通信教育調査 | 学校数、生徒数、教職員数 | 学校長 |
| 卒業後の状況調査 | 中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部・高等部）卒業者の状況 | 学校長 |
| 不就学学齢児童生徒調査 | 就学免除者・猶予者、1年以上居所不明者、前年度中に死亡した学齢児童生徒数 | 市町村教育委員会 |
| 学校施設調査 | 学校の土地、建物の面積 | 私立学校の設置者又は学校長 |

６　本年度調査の変更点

１　調査票

（１）学校調査票（義務教育学校）

・ 学校教育法の改正により、９年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施する学校種として、新たに

「義務教育学校」が設置されることに伴い、本年度から当該学校に対する調査を実施。

（２）学校調査票（小学校）

・「小中一貫教育の実施形態」に関する調査項目を追加。

・「理由別長期欠席者数」の調査項目を削除。※１

（３）学校調査票（中学校）

・「小中一貫教育の実施形態」に関する調査項目を追加。

・「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立のみ）」に関する調査項目を追加。※２

・「理由別長期欠席者数」の調査項目を削除。※１

（４）学校調査票（中等教育学校）

・「理由別長期欠席者数」の調査項目を削除。※１

（５）学校施設調査票（高等学校等）

・ 学校教育法の改正により、９年間一貫した系統的な教育課程を編成・実施する学校種として、新たに「義務教育学校」が設置されることに伴い、「５ 学校種別」に「９ 義務教育学校」を追加。

※１　「理由別長期欠席者数」については、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」に

統合されたため、特別支援学校を除き調査項目が廃止された。

※２　二部授業の生徒数等については、平成２７年度までは、中学校の調査項目（学級数、生徒数、教員数、外国人生徒数など）に含まれていたが、本年度から「二部授業の学級数・生徒数・教員数（公立のみ）」欄に計上されている。